

城川中学校（生活のきまり）

1 通学について

- (1) 通学の方法は、生徒や距離の実態を考慮し、安全に通学できるよう、保護者と生徒が話し合って決定し、学校へ届け出て承認を受ける。その際道路交通法等を遵守し、安全に努めること。
遊子川、窪野、高野子、川津南、男河内、嘉喜尾の一部の生徒は、スクールバスを利用できる。それ以外の生徒は、徒歩または自転車のいずれかを選択できる。
- (2) 通学路は、幹線道路を原則とし、入学時及び進級時に学校へ申請し、承認を受ける。ただし、安全面その他の事情で決められた通学路以外のルートを申請することができる。
- (3) 通学にあたっては、所定の通学路を通過して登下校する。
- (4) 通学路及び通学方法を変更する場合は、その都度申請し、学校の承認を受ける。
- (5) 自転車通学において、安全上または、交通法規上問題があると認めるときは、自転車通学を一時停止する。

2 服装について

- (1) 本校指定の制服を正しく着用し、改造をしない。
 - ① 夏服 ポロシャツ・長ズボン（制服）
スカート（制服）
 - ② 冬服 ブレザー（制服）・長ズボン（制服）・ポロシャツ
スカート（制服）
 - ☆ セーター及びベストについては、着用の時期については、各自で判断する。
ベストは、学校指定のものを着用する。
 - ☆ 式典についてはポロシャツの色は白とする。
- (2) 名札は、学校指定のもの（ピンクリップタイプ）とし、左胸につける。
- (3) 通学靴については、学校指定のものとし、通学方法に合わせた使用を考える。
* サブバックについては、実用的なものとする。
- (4) 通学靴については、運動に適したものを推奨する。
- (5) 体育の服装については、学校指定のものとする。（夏用、冬用）
- (6) 防寒着は、実用的なものとする。（使用状況に応じて安全に配慮する）

3 部活動について

中学校の学校生活の中で、学習活動とともに大切な活動が、心身を鍛え、友人を作り、同じ目標や目的を目指して活動する部活動です。

城川中学校では、生徒全員が何かの部に所属し、それぞれ活動する全員部活動制になっています。現在次のような部活動があります。各部活動をよく参観して三年間続けられる、自分に一番適した部活動を選んでください。

運動部	<男女> 野 球 柔 道 卓 球 <女子> テニス 剣道部は平成 30 年度より、部員募集を停止している。
文化部	<男女> 創 作

※ 令和 3 年度より、野球部、柔道部、卓球部、創作部は、男女関係なく入部が可能。
(令和 2 年度部活動検討委員会決定)

4 その他

- (1) 生徒からの連絡

※ 生徒は次のような場合には、担当の先生に連絡する。

- ① 学校の施設・備品・教材・教具を使用するとき（休日を含む）
- ② 見舞金や募金、その他の金品を集めるとき
- ③ 公共物の破損を見つけたときや誤って自分が壊したとき